

福島県国民健康保険診療報酬審査委員会規程の一部を改正する規程

福島県国民健康保険診療報酬審査委員会規程(昭和39年1月1日施行)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「各8名(歯科再審査部会にあっては、これらの委員はそれぞれ各1名とする。)」を削る。

附 則

この規程は、平成29年7月14日から施行する。